

(資料三)

平成二十二年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	1
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	2
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	3
島根県県税条例及び島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正 する条例	3
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	4
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	4

第70号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業をすることができる職員の範囲等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ア 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができることとすること。
- イ 職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができる場合にあって、育児休業をすることができることとすること。
- ウ 子の出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができることとすること。
- エ 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して育児休業をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとすること。
- オ 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務をすることができることとすること。
- カ 職員が育児短時間勤務により子を養育しようとする時間において、職員以外の子の親がその子を養育することができる場合にあって、育児短時間勤務をすることができることとすること。
- キ 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることとすること。
- ク 配偶者が育児休業をしている職員についても、部分休業をすることができることとすること。
- ケ 職員が部分休業により子を養育しようとする時間において、職員以外の子の親がその子を養育することができる場合にあって、部分休業をすることができることとすること。

コ 引用する条項の整理

サ その他規定の整理

(2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

ア 3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。イにおいて同じ。）をさせてはならないこととすること。

イ 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該職員の配偶者で当該子の親であるものが常態として当該子を養育することができる場合にあっては、時間外勤務の制限の請求をすることができることとすること。

ウ その他規定の整理

(3) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

教職員について(2)に同じ。

3 施行期日

平成22年6月30日から施行する。

第71号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

雇用保険法の改正に伴い、同法の失業等給付に準じている失業者の退職手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 雇用保険法の特例一時金に相当する失業者の退職手当の受給資格要件の改正

改正前	改正後
次のいずれかに該当する者 ア 季節的に雇用される者 イ 短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用さ	季節的に雇用される者

れる期間が1年未満である雇用をいう。)に就くことを常態とする者

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第72号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、過疎地域における県税の課税免除について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 過疎地域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を受けることができる業種を次のように改めること。

改正前	改正後
製造の事業	製造の事業
ソフトウェア業	情報通信技術利用事業
旅館業	旅館業

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第73号議案

島根県県税条例及び島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、法人の清算所得課税の廃止に対応した所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出

する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

清算所得課税の廃止に伴う法人の県民税及び法人の事業税の規定の整理

(2) 島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正

引用する条項の整理

3 施行期日

平成22年10月1日から施行する。

第74号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の制定に伴い、専攻科に在学する者を除き、県立高等学校における授業料及び受講料を納付することを要しないこととするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に在学する者について、授業料及び受講料を納付することを要しないこととすること。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第75号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事

務（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）を安来市に権限移譲すること。

3 施行期日

平成22年10月1日から施行する。